

令和2年 第2回

北海道後期高齢者医療広域連合議会定例会

議案集

目 次

議案番号	件 名
8	令和元年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
9	令和元年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計歳入歳出決算の認定について
10	令和2年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
11	令和2年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算（第1号）
12	専決処分の承認について（北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
13	専決処分の承認について（北海道市町村総合事務組合規約の一部変更の協議について）
14	専決処分の承認について（北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部変更の協議について）
15	北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案

令和2年

第2回定例会

議案第8号

令和元年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について

会計管理者から令和元年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算が別冊のとおり提出されたので、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年11月16日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕

令和2年

第2回定例会

議案第9号

令和元年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計歳入歳出決算
の認定について

会計管理者から令和元年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計歳入歳出決算が別冊のとおり提出されたので、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年11月16日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕

令和2年

第2回定例会

議案第10号

令和2年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）

令和2年度北海道後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ831千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,989,377千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月16日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		千円 1,978,791	千円 △ 287,428	千円 1,691,363
	1 負 担 金	1,978,791	△ 287,428	1,691,363
4 繰 入 金		1	144,130	144,131
	1 基 金 繰 入 金	1	144,130	144,131
5 繰 越 金		1	144,129	144,130
	1 繰 越 金	1	144,129	144,130
歳 入 合 計		1,988,546	831	1,989,377

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 諸 支 出 金		千円 1,635,809	千円 831	千円 1,636,640
	2 償還金及び還付 加算金等	2	831	833
歳 出 合 計		1,988,546	831	1,989,377

令和2年

第2回定例会

議案第11号

令和2年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算（第1号）

令和2年度北海道後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,197,119千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ886,507,304千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月16日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市町村支出金		千円 146,068,933	千円 △ 868,864	千円 145,200,069
	1 市町村負担金	146,068,933	△ 868,864	145,200,069
3 道 支 出 金		75,158,627	299,428	75,458,055
	1 道 負 担 金	74,079,977	299,428	74,379,405
4 支 払 基 金 交 付 金		345,262,777	△ 4,704,110	340,558,667
	1 支 払 基 金 交 付 金	345,262,777	△ 4,704,110	340,558,667
8 繰 越 金		1	18,470,665	18,470,666
	1 繰 越 金	1	18,470,665	18,470,666
歳 入 合 計		873,310,185	13,197,119	886,507,304

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療費		千円 872,908,984	千円 5,448,387	千円 878,357,371
	2 保 険 給 付 費	871,261,795	5,448,387	876,710,182
3 諸 支 出 金		394,785	7,748,732	8,143,517
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金 等	61,001	7,748,732	7,809,733
歳 出 合 計		873,310,185	13,197,119	886,507,304

令和2年

第2回定例会

議案第12号

専決処分の承認について（北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

令和2年4月10日、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年11月16日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年北海道後期高齢者医療広域連合条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則に次の3条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第5条 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

第6条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受

けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第7条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により広域連合が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第5条から附則第7条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。

令和2年

第2回定例会

議案第13号

専決処分の承認について（北海道市町村総合事務組合規約の一部変更の協議について）

令和2年7月20日、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約の一部変更の協議をすることについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年11月16日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合規約（平成31年2月22日市町村第1877号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1石狩振興局（12）の項中「（12）」を「（11）」に改め、「札幌広域圏組合」を削り、同表渡島総合振興局（16）の項中「（16）」を「（15）」に改め、「山越郡衛生処理組合」を削り、同表空知総合振興局（32）の項中「（32）」を「（31）」に改め、「奈井江、浦臼町学校給食組合」を削る。

別表第2の9の項中「札幌広域圏組合」、「山越郡衛生処理組合」及び「奈井江、浦臼町学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

令和2年

第2回定例会

議案第14号

専決処分の承認について（北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部変更の協議について）

令和2年7月20日、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部変更の協議をすることについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年11月16日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「山越郡衛生処理組合」、「奈井江、浦臼町学校給食組合」及び「札幌広域圏組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

令和 2 年

第 2 回定例会

議案第 1 5 号

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正
する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 1 月 1 6 日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正
する条例

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 1 9 年北海道後期高齢者医療広域連合条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 1 項第 1 号中「地方税法第 3 1 4 条の 2 第 2 項に規定する金額」を「同法第 3 1 4 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者（次号及び第 3 号において「被保険者等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 2 8 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 5 5 万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第 3 1 4 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 3 5 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢 6 5 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 6 0 万円を超える者に限り、年齢 6 5 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 1 1 0 万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号、次号及び第 3 号において「給与所得者等の数」という。）が 2 以上の場合にあつては、地方税法第 3 1 4 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同項第 2 号及び第 3 号中「同条第 2 項に規定する金

額」を「同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同条第2項中「(昭和40年法律第33号)」を削る。

附則第2条中「同条第1項第1号中「総所得金額」の次に「及び」を、「総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額）」の次に「及び」と、「同法第314条の2第2項第1号」とあるのは「地方税法第314条の2第2項第1号」と、「110万円」とあるのは「125万円」を加え、「同条第2項」を「同条第2項第1号」に、「第314条の2第2項」と、同条第2項中「所得税法（昭和40年法律第33号）」とあるのは「所得税法」を「第314条の2第2項第1号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、平成30年度税制改正に伴う給与所得控除等の見直しに伴い、所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額の軽減判定を行うに当たって意図せざる影響及び不利益が生じないように、軽減判定に係る基準額について所要の規定整備を行うためであります。